

次期廃棄物最終処分場（境川）に関する
現状と課題及び今後の方向性について

山 梨 県

平成23年5月

目 次

第 1 経緯等

1. 次期処分場建設地の選定等 1
2. 現行の整備計画の概要 3
 - (1) 現行計画の概要
 - (2) 受入廃棄物量の考え方
 - (3) 事業の実施スキーム

第 2 次期処分場の収支見通し

1. 収支見通し推計の考え方 5
2. 受入料金について 5
 - (1) 廃棄物の受入れ見込み
 - (2) 受入単価の考え方
3. 次期処分場の収支見通し 9

第 3 次期処分場の今後の方向性

1. 産業廃棄物の処分場について 12
2. 一般廃棄物の処分場について 12
3. 次期処分場整備の今後の方向性 12

《別紙・参考資料》

第1 経緯等

< 1. 次期処分場建設地の選定等 >

- 最終処分場は、県民の生活環境の保全と本県産業の継続的な発展を図るため、本県にとって必要な施設であることから、平成5年9月に「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」を策定し、県内5地域に管理型廃棄物最終処分場を整備することとした。
- この整備方針に基づき、まず峡北地域における最終処分場として、山梨県環境整備センター（以下「センター」という。）の整備が進められ、これと並行して、他の4地域における建設地の選定を円滑に行うため、各地区最終処分場整備検討委員会の協議を踏まえ、平成16年2月に候補地の公募を行った。
- 平成17年7月に笛吹市境川町上寺尾区（以下「上寺尾区」という。）から、県並びに甲府市及び笛吹市に対し、広域的廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）と地域振興施設の整備について陳情書が提出された。
- 甲府市及び笛吹市では、既に平成16年に八千蔵・高家地区にごみ処理施設を整備することを決定していたが、この陳情や県ごみ処理広域化計画に基づき、山梨市及び甲州市を含め、甲府・峡東ごみ処理広域化検討会議を開催し、平成18年3月に上寺尾区を広域的ごみ処理施設の建設候補地と決定し、県へごみ処理広域化決定の報告と、隣接地への最終処分場の整備を要望した。
- 県の公募に対し、平成19年2月に上寺尾区から、甲府市及び峡東3市（以下「4市」という。）のごみ処理施設の建設候補地を含む区域（以下「開発区域」という。）内を最終処分場の候補地とする応募書が提出され、峡東地区最終処分場整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）において検討した結果、応募地を建設候補地とすることが決定された。
- 県では、検討委員会の決定や市町村・産業界からの要望等を受け、平成19年12月に上寺尾区のエ応募地を建設地として決定し、上寺尾区からの要望等を踏まえ、開発区域内に整備される最終処分場（以下「次期処分場」という。）、4市のごみ処理施設及び地域振興施設の環境影響評価を共同して実施するなど、開発区域の一体的な整備を前提に計画を推進してきた。
- そうした中、平成21年5月に操業を開始したセンターについては、リサイクルの進展等に伴う最終処分量の減少等により、財団法人山梨県環境整備事業団（以下「事業団」という。）が設置した経営審査委員会から多額の赤字が見込まれることが報告された。
- こうした状況を踏まえ、知事は平成22年2月議会において、次期処分場の整備計画の見直しを行うこととし、更に、センターと次期処分場の整備により当面の需要には対応で

きることから、次期処分場に続く処分場の整備は凍結することとした。

- 更に、平成22年10月には、建設予定地周辺で繁殖が確認された稀少動物のミゾゴイの詳細調査等のため、環境影響評価に不測の期間を費やすこととなり、建設スケジュールを2年から3年程度延長することを公表した。
- また、平成22年11月議会において、平成23年6月議会に次期処分場の将来的な収支等を見通した基本的な方向性についての考え方を明らかにすることとした。
- 次期処分場に関する主な経緯は次のとおりである。

年 月	内 容
平成 5年 9月	◇「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」を策定
平成16年 2月	◇峡北地域を除く4地域における最終処分場候補地を公募
平成17年 7月	◇上寺尾区の開発について地元より県に陳情 ・最終処分場を含む広域的廃棄物処理施設整備による地域開発の要望
平成18年 3月	◇4市から県へ、ごみ処理広域化決定の報告と要望書を提出 ・4市のごみ処理施設の建設候補地を上寺尾区に決定し、隣接地への最終処分場の整備を要望
平成19年 2月	◇上寺尾区から笛吹市に、最終処分場の建設候補地応募書の提出 ・管理型廃棄物最終処分場の建設候補地応募 ・概算面積は、4市のごみ処理施設、地域振興施設を含む約28ha ・開発区域内への地域振興施設の整備と周辺整備事業を要望
平成19年 3月	◇笛吹市から県に最終処分場の応募書提出
平成19年 5月	◇検討委員会の開催（計3回）
平成19年 6月	◇概況調査を実施（平成19年8月完了）
平成19年11月	◇検討委員会（3回目）において上寺尾区を候補地に決定
平成19年12月	◇市町村、産業界から次期処分場の早期整備の要望 ・市長会、町村会、産業経済5団体
平成19年12月	◇県が次期処分場の建設地を上寺尾区に決定
平成20年 4月	◇甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合（以下「ごみ処理施設組合」という。）が実施していた環境影響評価に参加 ・平成19年7月からごみ処理施設組合が実施していた環境影響評価に参加し共同事業として実施
平成20年 5月	◇基本計画・基本設計に着手（平成21年9月完了） ・全体面積 約12ha ・埋立容量 約60万m ³
平成22年 2月	◇平成22年2月議会において、次期処分場の整備計画を見直すことと、次期処分場に続く処分場の整備を凍結することを表明

平成22年10月	◇操業開始の延期について公表（平成26年下期→平成29年中） ・稀少動物（オオタカ、ミゾゴイ）の調査等に、不測の期間を要したため
平成22年11月	◇平成22年11月議会において、平成23年6月議会に次期処分場の将来的な収支等を見通した基本的な方向性についての考え方を明らかにすることを表明

< 2. 現行の整備計画の概要 >

(1) 現行計画の概要

- 基本設計に基づく、現行計画の概要は次のとおりである。（参考資料2参照）

全体面積	約12ha	
埋立容量	約60万 ³ m ³ （受入廃棄物量 約63万トン）	
受入品目	産業廃棄物 （14品目）	①燃え殻 ②汚泥 ③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず ⑦動植物性残さ ⑧ゴムくず ⑨金属くず ⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑪鋳さい ⑫がれき類 ⑬煤じん ⑭その他コンクリート固化物
	一般廃棄物 （3品目）	①焼却灰 ②飛灰 ③不燃物残さ
埋立期間	15年以上（維持管理期間 18年）	
概算工事費	約87億円 ※設計等の委託費、用地・補償費等を除く	

※ 受入品目：下線の品目は、センターでは受け入れできないものである。

燃え殻・焼却灰は、センターでは溶融固化したものに限り受入が可能である。

(2) 受入廃棄物量の考え方

- 次期処分場では、県内で排出される産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、上記の受入品目に該当する廃棄物、県内の不法投棄廃棄物の一定量並びに災害廃棄物を対象として、操業開始から15年間に最終処分が必要な廃棄物量を推計し、受入廃棄物量を見込んでいる。
- 産業廃棄物及び一般廃棄物については、平成26年度（当初の操業開始予定）以降の最終処分量を、平成15年度から平成18年度の廃棄物実態調査による最終処分量の実績値に基づくトレンド値として推計した上で、リサイクルの進展等による削減を考慮し、その50%が最終処分されると想定して受入量としている。

【産業廃棄物・一般廃棄物受入量の推計】

単位：トン

	最終処分量実績（廃棄物実態調査）					H26年度時点の推計		H26~H40 の受入量
	H15	H16	H17	H18	平均	A	リサイクルを考慮 B=A×50%	
産業廃棄物	48,546	50,350	49,770	49,452	49,620	49,418	24,709	370,416
一般廃棄物	32,166	31,909	31,568	31,626	31,817	30,392	15,196	225,322

※ 産業廃棄物は次期処分場の受入品目のみ

※ H26年度推計Aは、実績値による5種類のトレンド推計のうち、実績平均との乖離が最小のものを採用

○ 不法投棄廃棄物は、県内不法投棄廃棄物の残存量（平成14～18年度の平均値）が毎年10%ずつ処理され、うち50%が次期処分場に搬入されるものと想定している。

また、災害廃棄物については、平成17年度及び18年度の全国災害廃棄物処理量を県人口で按分した数量の受け入れを見込み、不法投棄廃棄物と災害廃棄物を合わせて15年間で約3万トンの受け入れを見込んでいる。

○ 以上の廃棄物受入量に対して、その1/3量の覆土を見込むことにより、次期処分場の埋立容量は基本設計のとおり約60万m³となる。

【次期処分場の埋立容量】

区 分	H26～H40年度の 受入見込量 A	容量換算 (m ³ /t) B	H26～H40年度の 埋立容量 C=A×B	備 考
埋立廃棄物量	625千トン		470千m ³	
産業廃棄物	370千トン	0.848	314千m ³	
一般廃棄物	225千トン	0.602	136千m ³	
その他	30千トン	0.675	20千m ³	不法投棄・災害廃棄物
覆土	208千トン	0.625	130千m ³	廃棄物量の1/3
合 計	833千トン		600千m ³	

※ 容量換算Bは、廃棄物の品目ごとの1トン当たり容量（換算係数）を受入量により加重平均したもの

（3）事業の実施スキーム

○ 事業の実施主体は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理センター」である事業団とし、建設から運営管理までを行う。

○ 埋立対象は、県内で排出される産業廃棄物及び一般廃棄物であるが、このうち、市町村に処理責任がある一般廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、事業団が市町村から委託を受けて施設の建設及び廃棄物の処分を行う。

○ また、同法の規定により、次期処分場に係る経理は産業廃棄物と一般廃棄物を明確に区分して処理する必要があり、このため一般廃棄物については、当該区分の中で収支が均衡するよう、建設から埋立、埋立終了後の管理期間を含む全ての経費のうち、総受入廃棄物量に占める一般廃棄物の割合に応じた相当額を市町村が負担する必要がある。

（参考資料3参照）

○ なお、事業に必要な資金は、金融機関等からの借入れ、市町村からの委託料、廃棄物処理料金等で賄う。

第2 次期処分場の収支見直し

<1. 収支見直し推計の考え方>

- 次期処分場の収支見直しを左右する主な要素は、収入については受入料金であり、また、支出については建設費等の整備費、埋立期間中の管理運営費、及び埋立終了後の維持管理期間中に係る経費である。
- 受入料金の推計においては、埋立期間中における廃棄物の受入見込量と、受入単価をどの程度とするかが重要であり、その考え方は<2. 受入料金について>に記述したとおりである。
- また、支出については、基本設計における概算工事費、開発地域近傍における公共用地の買取事例に基づく土地単価、センター及び他県最終処分場の維持管理経費等、現時点において利用可能な資料に基づき推計を行う。

<2. 受入料金について>

(1) 廃棄物の受入れ見込み

① 産業廃棄物

- 産業廃棄物の受入見込量については、全国及び県内の最終処分量の現状と将来見直しを考慮する中で、センターの受入実績を基に推計を行うことが適当である。
- 産業廃棄物の動向等としては、県内の多量排出事業者等に対して行ったアンケート調査の結果等から、リサイクルの一層の進展等により、県内の最終処分量は長期的には減少基調で推移すると考えられるが、全国的にも、国が平成19年度から平成27年度までの8年間で最終処分量を12%（年率1.5%）程度削減することとしている。
- 一方、平成22年度のセンターの廃棄物受入量は、平成22年7月から9月までの実績を基にすると、年間18千トン程度と考えられるが、これは県内委託最終処分量の大半を占めるものであり、搬入努力によるこれ以上の受入量の増加は困難である。
- 従って、現時点で次期処分場への受け入れが見込まれる年間廃棄物量を、この18千トンに、センターの受入対象ではない燃え殻等2.5千トンを加えた20千トン程度とし、以後、国の削減目標を踏まえ、年率1.5%ずつ減少していくものとして推計を行う。
この結果、操業開始予定の平成29年度からの20年間では、33万トン程度の受け入れが見込まれる。（別紙1参照）

【産業廃棄物の受入見込量】

区 分	H23 時点の年間 受入見込量 A	操業開始(H29)時の 年間受入見込量 B	H29～H48 年度の 埋立見込量 C	備 考
センターと同じ品目	18.3千ト	17.0千ト	295千ト	・年率1.5%ずつ減少 ・燃え殻等A(2.5千ト) =H21処分量(2.6千ト) ×(▲1.5%の2年分)
燃え殻等	2.5千ト	2.3千ト	40千ト	
合 計	20.8千ト	19.3千ト	335千ト	

② 一般廃棄物

- 一般廃棄物については、市町村がそれぞれ策定する廃棄物処理計画に基づき、市町村の責任において区域内の一般廃棄物の処理が行われることから、市町村又は一部事務組合(以下「市町村等」という。)が見込む将来の最終処分量を基に、受入量を見込む必要がある。
- 市町村等を対象に行った聞き取り調査では、操業開始予定の平成29年度からの20年間における最終処分量は35万トン程度である。(別紙1参照)
 なお、平成15年度から平成20年度までの実績に基づき、県が独自に行った推計では、20年間の最終処分量は32万トン程度で、市町村等からの調査結果と同程度であった。(別紙2参照)
- 従って、市町村等が見込んでいる最終処分量が、全量搬入されることを想定すると、操業開始予定の平成29年度からの20年間で、35万トン程度の受け入れが見込まれる。

【市町村等が見込む一般廃棄物最終処分量】

区 分	H29～H48 年度の最終処分量	備 考
焼却残さ	274千ト	焼却施設から出る焼却灰及び飛灰
不燃物残さ	74千ト	粗大ごみ処理施設等から出る不燃物
合 計	348千ト	

※ 上記の市町村等を対象とする調査における、次期処分場への搬入意向(事務レベル)については、原則搬入する市町村等の最終処分量は全体の1/3程度であり、その他の市町村等の大半は、運搬費を含めた現在の処理費用に比べ、負担が過大となる場合には次期処分場への搬入は難しいとの意向であった。

【次期処分場への搬入意向ごとの最終処分量】

意 向 区 分	H29～H48 年度の最終処分量 (構成比)
原則搬入	111千ト (31.9%)
処理費用次第	235千ト (67.5%)
未定	2千ト (0.6%)
合 計	348千ト

③ 受け入れが見込まれる次期処分場の廃棄物量等

- ①及び②により、全ての市町村等が利用する場合、次期処分場に受け入れが見込まれる廃棄物量は、産業廃棄物と一般廃棄物を合わせ、操業開始からの20年間で683千トンである。これに基本設計と同様、廃棄物量の1/3量の覆土を見込むことにより、必要な埋立容量は約63万 m^3 となり、現行計画とほぼ同程度の規模となる。

【次期処分場の埋立容量】

区 分	H29～H48年度の 受入見込量 A	容量換算 (m^3/t) B	H29～H48年度の 埋立容量 $C=A \times B$	備 考
埋立廃棄物量	683千 t		493千 m^3	
産業廃棄物	335千 t	0.848	284千 m^3	
一般廃棄物	348千 t	0.602	209千 m^3	
覆土	227千 t	0.625	142千 m^3	廃棄物量の1/3
合 計	910千 t		635千 m^3	

※ 容量換算Bの数值は、基本計画による1トン当たり容量（換算係数）

- 一方、一般廃棄物の受入見込みを、搬入意向のある市町村等のみに限定した場合、埋立完了までに要する期間は、現行の施設規模では30年程度、施設規模（埋立容量）を現行の1/2に縮小すると13年程度となる。

【一般廃棄物を搬入意向のある市町村等に限定した場合の埋立期間】

ア 現行の施設規模（60万 m^3 ）の場合 → 埋立期間：30年間

20年間の埋立容量は444千 m^3 に留まり、埋立完了まで、更に10年程度が必要になり、埋立終了後の維持管理期間まで含めると50年にも及ぶ管理が必要になる。

区 分	H29から30年間の 受入見込量 A	容量換算 (m^3/t) B	H29から30年間の 埋立容量 $C=A \times B$	備 考
埋立廃棄物量	628千 t		493千 m^3	
産業廃棄物	468千 t	0.848	397千 m^3	
一般廃棄物	160千 t	0.602	96千 m^3	
覆土	209千 t	0.625	131千 m^3	廃棄物量の1/3
合 計	837千 t		624千 m^3	

イ 施設規模を縮小（30万 m^3 ）した場合 → 埋立期間：13年間

当初の埋立期間より短時間で埋立を完了できると見込まれる。

区 分	H29から13年間の 受入見込量 A	容量換算 (m^3/t) B	H29から13年間の 埋立容量 $C=A \times B$	備 考
埋立廃棄物量	304千 t		239千 m^3	
産業廃棄物	229千 t	0.848	194千 m^3	
一般廃棄物	75千 t	0.602	45千 m^3	
覆土	101千 t	0.625	63千 m^3	廃棄物量の1/3
合 計	405千 t		302千 m^3	

- このため、現行の施設規模を変更しない場合には、全市町村等の参加が前提となり、全市町村等の参加を見込むことが困難である場合には、施設規模の見直しが必要になる。

(2) 受入単価の考え方

- 産業廃棄物については、前記のとおりセンターの受入実績を基本として廃棄物の受入量を見込んでいるが、センターの廃棄物受入量は、平成22年3月の受入料金の引き下げを機に、その後の県、事業団による活用促進の取り組みと相俟って増加してきたものである。
- 県内の事業者及び廃棄物処理業者に対するアンケートの結果から、事業者等は最終処分場の選定において、特にコストを重視する意向が強いことが窺われ、このため前記の受入量を確保するためには、搬入停止前におけるセンターの料金水準を維持することが前提になると考えられる。
- 従って、産業廃棄物に係る収入の推計においては、平成22年7月から9月までの平均受入単価を基に、受入単価を14,000円/トンとして算定を行う。(別紙3参照)
- 一般廃棄物については、事業の実施スキームに沿って、必要額を処分料金として確保できるよう、受入単価を設定する。

<3. 次期処分場の収支見通し>

○ 以上の前提及び考え方等により、次期処分場を現行計画に基づいて整備した場合の収支見通しについて推計を行ったところ、その結果は次のとおりとなった。

【主な前提条件等】

- 施設規模…………… 埋立容量60万m³、全体面積1.2ha
- 埋立期間等…………… 埋立期間20年間、埋立終了後の維持管理期間18年間
- 廃棄物受入見込量… 68万トン [内訳] 産業廃棄物33万トン(49%)
一般廃棄物35万トン(51%)
- 受入単価…………… ・産業廃棄物14,000円/トン
・一般廃棄物については、収支均衡となるよう受入料金を設定
- 経費の按分…………… 共通経費については、産業廃棄物と一般廃棄物の受入量割合で按分して計上する。(産廃49%、一廃51%)

【推計結果】

(単位：百万円)

	合 計	産業廃棄物 [受入割合49%]	一般廃棄物 [受入割合51%]	備 考
収入	16,079	4,690	11,389	
料金収入	16,079	4,690	11,389	○産廃…センターの実績単価(H22.7-9)で算定 ○一廃…一廃分の総経費を市町村が処理料で負担
支出	22,330	10,941	11,389	○総経費を各受入割合で按分し、産廃、一廃に計上
計画・整備期間	11,094	5,436	5,658	○建設費、調査設計費、用地補償費、モニタリング経費、人件費等
埋立期間(20年)	5,411	2,651	2,760	○埋立作業経費、浸出水処理経費、モニタリング経費、人件費等
管理期間(18年)	2,915	1,428	1,487	○最終覆土経費、法面保護経費、浸出水処理経費、モニタリング経費、人件費等
支払利息	2,910	1,426	1,484	○整備費借入れに伴う支払利息
収支差額	▲6,251	▲6,251	0	

○ 推計の結果、産業廃棄物については、廃棄物受入量33万トンに対して、見込み得る料金収入は47億円程度であり、最終的に63億円程度の赤字が想定される。

○ この要因は、リサイクルの進展等に伴う最終処分量の減少により、埋立期間が現行計画の15年間から20年間へと長期化することなど、経営面での効率性が低下していることに加え、民間処分場との価格競争等により最終処分場事業に係る総コスト（建設費及び維持管理費等）に見合う料金収入が得られないためである。

○ 一方、一般廃棄物については、市町村等が所要額の全額を負担するが、建設時の委託料等がない場合には、処分料金として114億円程度を負担してもらうことになり、受け入れが見込まれる一般廃棄物1トン当たりの料金単価は32,540円となる。

※ 一般廃棄物のトン当り処分料金…11,389百万円÷35万トン= 32,540円

○ 平成21年度の市町村の処理費用（焼却灰等のトン当たり処理コスト）は、処分料金のみで平均23,978円、運搬費を加えると平均29,333円であることから、上記の市町村等の負担は、現状を上回ることとなる。

【市町村等の処理費用（最終処分）の状況（H21年度実績）】

	処分料のみ		処分料+運搬費	
	焼却灰等の トン当り処理費用	最高	28,350円	最高
	平均	23,978円	平均	29,333円
	最安	20,580円	最安	20,580円

○ なお、一般廃棄物の受け入れを、搬入意向のある市町村等に限定した場合の受入見込量等は7ページ記載のとおりであるが、全市町村等からの受け入れを前提とする上記推計と比べると、いずれも産業廃棄物部分の最終赤字額、及び一般廃棄物の1トン当たりの料金単価の増加が見込まれ、処分場事業を効率的に実施する上からはマイナスとなる。

【一般廃棄物を搬入意向のある市町村等に限定した場合の収支見通し】

ア 現行の施設規模（60万m³）の場合

《 埋立期間：30年間 埋立見込量…産廃：47万トン(75%)、一廃16万トン(25%) 》

(単位：百万円)

	合計	産業廃棄物 [受入割合75%]	一般廃棄物 [受入割合25%]
収入	13,076	6,580	6,496
料金収入	13,076	6,580	6,496
支出	25,989	19,493	6,496
計画・整備期間	11,094	8,321	2,773
埋立期間(30年)	7,810	5,858	1,952
管理期間(18年)	2,915	2,186	729
支払利息	4,170	3,128	1,042
収支差額	▲12,913	▲12,913	0

※ 一般廃棄物の1トン当たりの料金単価……40,600円

- ・ 産業廃棄物… 受入割合に応じて経費の負担割合が高まること、埋立期間の長期化（20年間→30年間）により維持管理費等が増加することから、最終赤字は全市町村等を対象にした場合に比べ67億円程度増加し、130億円程度となる。
- ・ 一般廃棄物… 受入割合が低下することにより経費の負担割合は縮小するが、埋立期間の長期化により総経費が増加するため、1トン当たりの料金単価は、全市町村等を対象にした場合に比べ、8千円程度増加する。

イ 施設規模を縮小（30万m³）した場合

《 埋立期間：13年間 埋立見込量…産廃：23万ト（75%）、一廃7万ト（25%） 》

（単位：百万円）

	合 計	産業廃棄物 [受入割合 75%]	一般廃棄物 [受入割合 25%]
収入	6,723	3,220	3,503
料金収入	6,723	3,220	3,503
支出	14,018	10,515	3,503
計画・整備期間	8,394	6,296	2,098
埋立期間(13年)	2,430	1,823	607
管理期間(18年)	1,697	1,273	424
支払利息	1,497	1,123	374
収支差額	▲7,295	▲7,295	0

※一般廃棄物の1トン
当たりの料金単価
……50,043円

- ・ 産業廃棄物… 規模縮小や埋立期間の短縮（20年間→13年間）により総経費は減少するが、受入割合が75%と高くなるため、結果として最終赤字は、現行規模（60万m³）で全市町村等を対象にした場合に比べ10億円程度増加し、73億円程度となる。
- ・ 一般廃棄物… 受入割合の低下や総経費の減少により、一般廃棄物に係る経費は1/2以下になるが、受入量がこれ以上に減少するため、1トン当たりの料金単価は、現行規模（60万m³）で全市町村等を対象にした場合に比べ、18千円程度増加する。

第3 次期処分場の今後の方向性

<1. 産業廃棄物の処分場について>

○ 本県では、産業政策及び環境政策上の必要性から公共関与による産業廃棄物最終処分場（環境整備センター）を設置し、産業廃棄物の適正な処理を確保する体制を構築してきた。

リサイクルの進展、民間処分場との競合など、産業廃棄物を取り巻く環境は大きく変化し、産業廃棄物の最終処分量のうち自己処理分を除く処分量は大幅に減少してきており、今後も更に減少していく傾向にあると考えられるが、産業廃棄物の適正な処理を確保する必要性が低下するものではない。（別紙4参照）

○ しかしながら、今回行った次期処分場の収支見通しによれば、最終収支（維持管理期間が終了する平成66年時点）は、産業廃棄物最終処分に係る区分だけで62億51百万円の赤字となることが見込まれる。

すなわち、このまま次期処分場を整備することとなれば、62億51百万円の県民の税金を新たに投入することが必要になるが、財政状況が厳しい折、県民の理解を得ることは困難である。

従って、産業廃棄物最終処分のための次期処分場の整備については、当面、凍結する。

<2. 一般廃棄物の処分場について>

○ 一般廃棄物については、廃棄物処理法により市町村に処理責任があり、自区域内処理が原則である。そのため国では、市町村が行う施設整備に対して財政措置を講じ支援を行っている。しかし、現在、県内には焼却灰等の埋立が可能な処分場がないことから、各市町村は減量化の取り組みを行いつつ、最終的に埋立が必要な廃棄物については、県外の処分場で処分している状況にある。

○ このため、県内市町村が長期間にわたり、安定的に処理責任を果たしていくためには、県内に一般廃棄物の処分場を確保していくことが望ましいと思われる。

○ また、一般廃棄物の処分場を整備する場合には、建設及び維持管理の効率化により市町村負担の軽減が図られることや、県土保全上の観点を考慮すると、広域的な施設として整備することが望ましい。

<3. 次期処分場整備の今後の方向性>

○ 1、2を踏まえ、次期処分場については、県内全市町村等の一般廃棄物を搬入する処分場として整備する方向で、今後、市町村等の意向確認を進めることとする。

- 一般廃棄物処分場の整備については、一般廃棄物の処理に関する法律上の市町村の役割を踏まえれば、市町村の責任において実施するのが原則である。

しかしながら、①～③の点を踏まえ、次の枠組みで実施する方向で市町村の意向確認を行う。

- ① 一般廃棄物処分場を広域的・拠点的に整備することにより、県土保全に貢献するとともに、市町村等が小規模な施設を整備するよりも効率的な建設及び維持管理が可能となり、県においてもこうした取り組みを促進する必要があること
- ② 全市町村の連携により広域的・拠点的な一般廃棄物処分場を確保することにより、災害時における廃棄物処理が円滑に行われ、より迅速な県民生活や事業活動の回復を図ることが可能になり、災害対策上も有益であること
- ③ 県は「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」に基づき、これまで、産業廃棄物とともに一般廃棄物の焼却灰を対象に処分場整備を推進し、峡東地区最終処分場整備検討委員会の検討結果を踏まえ、建設地、整備内容等を決定したこと

【一般廃棄物の処分場として整備する場合の枠組み】

◇ 事業主体

市町村等の要請を前提に環境整備事業団を事業主体とすることを検討する。また、国交付金の考え方によっては、一部事務組合を事業主体とし、環境整備事業団が整備主体となることも検討する。(参考資料1参照)

※ いずれの場合も、環境整備事業団には県職員を引き続き派遣することとするが、併せて、一般廃棄物の処理についての市町村等の責任の観点から、職員の派遣を含めた市町村等の参画方法を検討する。

◇ 費用負担

整備費及び維持管理費ともに市町村等の負担とするが、整備費については国交付金を最大限に活用することとする。更に、整備費のうち、上寺尾区を建設地とすることに伴って必要となる経費の一部について県の負担を検討する。

※ 一般廃棄物を対象とした処分場の整備費及び維持管理費について、市町村等の負担方法、負担額等の推計を《別紙5-1》及び《別紙5-2》に示す。

- 4市のごみ処理施設の建設スケジュールに配慮し、10月までに市町村等の意向確認を行うこととし、12月議会において一般廃棄物処分場の具体的な整備方針を明らかにする。

※ なお、施設整備に当たっては、現時点の基本設計において、

- ・ 建設地の地質等を考慮し、ベントナイト混合土に代え、防水性のコンクリート(水密アスファルトコンクリート)を採用
- ・ 浸出水処理水の下水道放流

などにより、安全性の確保を行うこととしているが、今後、市町村等の意向を踏まえ信頼性の高い安全対策について検討を行う。

■次期処分場の廃棄物受入見込量

操業開始予定の平成29年度からの20年間に見込まれる廃棄物受入量は、68万トン程度(産業廃棄物33万トン、一般廃棄物35万トン)

【産業廃棄物】 操業開始予定の平成29年度からの20年間で、33万トン程度の受入量が見込まれる。
(環境整備センターの受入見込量をベースに、リサイクル等による削減分を毎年度▲1.5%として見込む。)

推計の考え方

- センターと同じ品目……………平成22年9月時点におけるセンターの受入量(日平均75トン)を基にした年間受入量1.8万トンをベースに、受入再開によるピークを平成24年度とし、平成25年度からはリサイクル等による減少率を毎年度▲1.5%として算定
- 次期処分場のみの品目……………平成21年度廃棄物実態調査結果の最終処分量(年間2.6千トン)から、リサイクル等による減少率を毎年度▲1.5%として算定
(溶融していない燃え殻、煤じん等)

(単位:t)

区分	H29-H48	H24	H24-H29 の減少量	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
センターと 同じ品目	294,862	18,285	▲1,330	16,955	16,701	16,450	16,203	15,960	15,721	15,485	15,253	15,024	14,799	14,577	14,358	14,143	13,931	13,722	13,516	13,313	13,113	12,916	12,722
			H24年度の18,285t(74.94t/日×244日)→年1.5%の割合で減少																				
次期処分場 のみの品目	40,039	2,485	▲181	2,304	2,269	2,235	2,201	2,168	2,135	2,103	2,071	2,040	2,009	1,979	1,949	1,920	1,891	1,863	1,835	1,807	1,780	1,753	1,727
			H21年度実態調査2,600t→年1.5%の割合で減少																				
計	334,901	20,770		19,259	18,970	18,685	18,404	18,128	17,856	17,588	17,324	17,064	16,808	16,556	16,307	16,063	15,822	15,585	15,351	15,120	14,893	14,669	14,449

【一般廃棄物】 操業開始予定の平成29年度からの20年間で、35万トン程度の受入量が見込まれる。
(県内市町村(一部事務組合)の見込んだ最終処分量の全量を受入量として見込む。)

県が独自に行った推計では、平成29年度からの20年間で32万トン程度となり、市町村等の見込みと同程度である。

推計の考え方

- 焼却残さ……………県内市町村等の焼却施設による推計結果に基づき算定
- 不燃物残さ……………県内市町村等の粗大ごみ処理施設等による推計結果に基づき算定
(中間処理後の不燃物等)

(単位:t)

区分	H29-H48	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
焼却残さ	274,121	19,812	19,718	14,142	14,101	14,076	14,038	13,997	13,956	13,910	13,866	13,823	13,764	13,704	13,646	13,588	13,531	13,472	13,415	13,357	13,300	13,245	13,190
不燃物残さ	73,755	6,021	6,004	3,641	3,637	3,614	3,610	3,608	3,604	3,620	3,615	3,632	3,650	3,668	3,686	3,704	3,723	3,741	3,760	3,780	3,800	3,821	3,841
計	347,876	25,833	25,722	17,783	17,738	17,690	17,648	17,605	17,560	17,530	17,481	17,455	17,414	17,372	17,332	17,292	17,254	17,213	17,175	17,137	17,100	17,066	17,031

※甲府・岐阜4市のごみ処理施設が平成29年4月から稼働予定であり、新施設では溶融処理による資源化が行われるため、H29を境に最終処分量は大きく減少する。

参考

県内市町村等への聞き取り状況(次期処分場への搬入意向について)

(単位:t)

区分	H29-H48	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
原則搬入する	111,345	6,038	5,999	5,962	5,912	5,861	5,809	5,757	5,705	5,653	5,600	5,546	5,493	5,439	5,387	5,331	5,277	5,223	5,170	5,118	5,065
処理費用次第	235,091	11,673	11,667	11,656	11,664	11,672	11,679	11,701	11,704	11,730	11,742	11,754	11,767	11,781	11,795	11,810	11,825	11,842	11,859	11,876	11,895
未定	1,440	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72

■一般廃棄物最終処分量の将来推計（県推計）

《平成15年度～平成20年度の一般廃棄物実態調査の実績値を基に推計》

操業開始予定のH29年度からの20年間に見込まれる一般廃棄物最終処分量は、32万トン程度

推計の考え方

- 焼却残さ……………今後の推移を、平成15年度から20年度間の増減率程度と見込むとともに、市町村の施設整備、資源化等の取り組みを考慮して推計
- 不燃物残さ……………H20年度の最終処分量等で固定して推計
(中間処理後の不燃物等)

【最終処分量等の推移】

【操業開始時の最終処分量等】

区 分	H15	H18	H20	(単位:トン)		【操業開始時(H29)の排出量等の考え方】	【操業開始時の最終処分量等】	
				H15～20推移	年率			区 分
排出量	347,905	349,458	324,635	▲6.7%	▲1.4%	・H15～20の増減率で推移 [H20実績×年率の9乗(H20→29の9年分)] ・H29年度からの新施設稼働に伴い、 焼却量の3%を見込む。 ・峡南衛生の資源化分600トンを削減 ・H15～20の増減率で推移 ・H20実績で固定	排出量	286,601
処理量	338,144	325,039	306,802	▲9.3%	▲1.9%		処理量	287,242
うち焼却ごみ	266,906	265,281	251,280	▲5.9%	▲1.2%		うち焼却ごみ	231,720
甲府ほか4市	118,624	107,350	98,490	▲17.0%	▲3.7%		甲府ほか4市	70,467
その他	148,282	157,931	152,790	3.0%	0.6%		その他	161,253
うち不燃物残さ	71,238	59,758	55,522	▲22.1%	▲4.9%		うち不燃物残さ	55,522
最終処分量	32,166	31,626	28,714	▲10.7%	▲2.2%		最終処分量	16,060
うち焼却灰等	25,663	24,515	22,653	▲11.7%	▲2.5%		うち焼却灰等	9,999
甲府ほか4市	14,588	14,632	12,625	▲13.5%	▲2.8%		甲府ほか4市	2,114
その他	11,075	9,883	10,028	▲9.5%	▲2.0%		その他	7,885
うち不燃物残さ	6,503	7,111	6,061	▲6.8%	▲1.4%	うち不燃物残さ	6,061	

平成29年度の最終処分見込量(16,060トン/年) × 埋立年数(20年間) = 321,200トン

■環境整備センターの搬入状況等

県内の産業廃棄物最終処分の状況

- 県内の最終処分量は、H20年度で2.4万トン。
製造業と建設業が2.1万トン（87.5%）を占めている。
- H15年度と比較すると、2.6万トン（52%）減少。このうち、建設業の減少分が2.5万トンを占め、これは、リサイクルの進展が最大の要因。
- H20年度最終処分量のうち、環境整備センターの受入対象品目は1.9万トン。
- H21年度も、ほぼ同様の傾向で推移している。

■ 産業廃棄物の最終処分量の状況

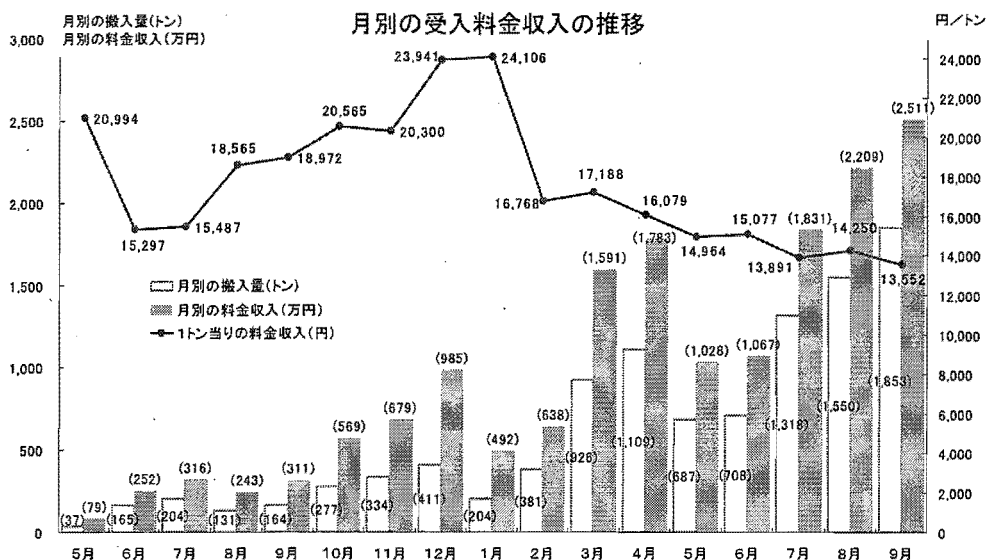
	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
排出量	1,678	1,572	1,713	1,653	1,643	1,639	1,631	1,571	1,516
()内は全国(百万ト)	(397)	(408)	(412)	(417)	(422)	(418)	(419)	(404)	(404)
うち 建設業	336	433	541	517	502	499	494	458	455
うち 製造業	277	232	302	347	351	354	358	318	258
再生利用量	295	499	740	700	710	690	696	668	645
最終処分量	467	340	224	204	197	186	186	144	131
()内は全国(百万ト)	(64)	(58)	(30)	(26)	(24)	(22)	(20)	(17)	(17)
自己処理	322	267	174	153	146	136	136	119	108
委託処理	145	72	50	51	51	50	49	24	23
うち 建設業	95	43	32	31	30	32	32	7	9
うち 製造業	41	26	13	17	17	15	14	14	10

【環境整備センターの受入対象品目の最終処分量】

区 分	H20	H21	備 考
委託最終処分量	24.3千トン	22.7千トン	
環境整備センターの受入対象	19.2千トン	18.8千トン	汚泥、廃プラスチック、ガラス・陶磁器くず、金属くず、がれき類 等 ※燃え殻は溶融処理したものに限るため除く。
次期処分場の受入対象(上記を除く)	3.0千トン	2.6千トン	燃え殻、ばいじん、コンクリート固化物
その他	2.1千トン	1.3千トン	廃油、廃酸、廃アルカリ 等

環境整備センターの搬入状況

- 操業開始1年目の搬入量は、計画の10%弱と低迷したが、料金を見直したH22年3月以降は着実に増加し、特に、県及び事業団の活用促進の取り組みが本格化したH22年7月から9月までの3ヵ月では、月平均1.5千トン強、年間ベースでは1.8万トンを上回る状況となった。
- 県内最終処分量のうち、環境整備センターの対象品目は1.9万トン程度であるため、県内最終処分量の相当割合が搬入されていたと考えられる。
- これに伴い料金収入も増加してきたが、一方で、料金体系の見直し等、民間を含む需給関係を考慮せざるを得ない状況を反映し、この3ヵ月間における1トン当たりの料金収入は13,800円程度と、計画時に想定した21,000円程度の7割弱になっている。



■ 排出事業者等に対するアンケート結果の概要等

排出事業者の状況 年間排出量500t以上の多量排出事業者111事業者からの回答結果
※調査対象147事業者 回答率75.5%

■ 今後の産業廃棄物の見通し(回答割合)

	増加	変化なし	減少	増加-減少
排出量	16.2%	39.6%	42.3%	▲26.1
再生利用量	27.9%	44.1%	26.1%	+1.8
最終処分量	13.3%	41.7%	40.0%	▲26.7

■ 発生抑制、再生利用等の取り組みの余地(回答割合)

	丸にある	多少ある	殆どない	全くない	ある-ない
発生抑制	13.5%	60.4%	19.8%	0.9%	+53.2
再生利用	18.0%	56.8%	24.3%	0.0%	+50.5

■ 最終処分場の確保

	回答割合	理由(回答の多い順)
困っている	19.8%	①処理料金が低い ②運搬費用が高い ③処分場の不足
困っていない	80.2%	①最終処分が必要な廃棄物がない ②委託業者が処分場を確保している

処理業者の状況 環境整備センター利用実績がある主な処理業者21社からの回答結果
※センターの総搬入量に対する対象業者の占める割合は85%

■ 再開後のセンターへの搬入(回答業者数)

搬入の意向	増加	同程度	減少	増加-減少
業者数	7社	10社	3社	+4

■ 今後の産業廃棄物の見通し(回答業者数)

	増加	変化なし	減少	増加-減少
再生利用量	7社	7社	5社	+2
最終処分量	9社	7社	—	+9

■ 最終処分場を選ぶ際に重視すること ※優先順位を回答

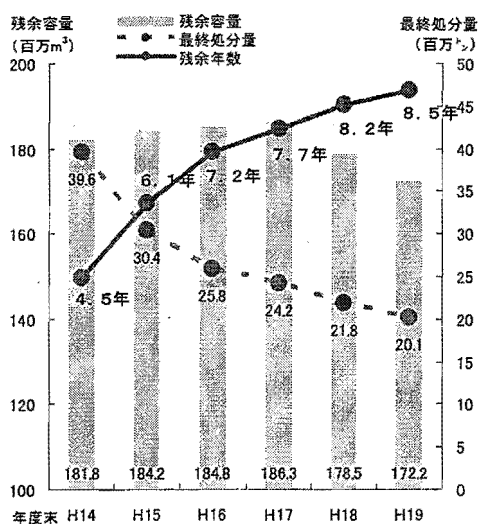
優先順位	1位	2位	3位	4位	5位
内容	信頼性	処理料金	近接性	受入条件	取引実績

- 処理業者は、特に施設・業者の信頼性とコストを重視し、処分場を選定。
- 公共関与の処分場は、民間に比べコスト高とならない料金設定をしている場合には、優先的に選定されることが期待できる。
- 処理業者の意向から、再開後の環境整備センターには引き続き、県内最終処分量の相当割合の搬入が見込まれる。
※ 搬入促進の取り組みが本格化したH22年7月以降の搬入量(年間ベースで1.8万トン強)は、対象品目の県内最終処分量(1.9万トン)の95%程度を占めた。
- 一方、県内産業廃棄物の最終処分量は、再生利用への更なる取り組みに伴い、減少基調で推移していくことが見込まれる。
※ 国の廃棄物基本計画では、H27年度まで年率1.5%の割合で最終処分量を減少していくことを目標としている。

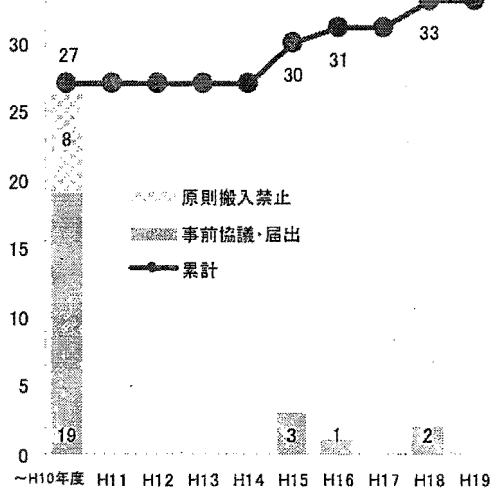
■ 再開後の環境整備センターには、年間1.8万トン程度の搬入が見込まれる。
■ 次期処分場は、センターの搬入見込みをベースに、年率1.5%の減少を考慮して搬入量を見込む。

※ 環境省の取りまとめによると、最終処分量の減少に伴い、最終処分場の残余年数は継続して延びている状況がある。
※ H18年度までに、全国33県が最終処分のための廃棄物搬入に係る事前協議等の搬入規制を導入したが、その後の新たな導入はない。導入県のうち4県が手続きの簡素化等の見直しを検討している。

産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移



最終処分のための廃棄物搬入規制実施県数の推移



市町村の負担方法や負担額等の推計

- 主な前提条件等 ■ 施設規模……埋立容量30万㎡、全体面積12ha ■ 廃棄物受入量……35万トン
 ■ 埋立期間等……埋立期間20年間、埋立終了後の維持管理期間18年間 ■ 概算工事費……60億円
 ■ 事業用地については縮小が想定されるが、今後の設計内容により確定されるものであるため、12haで算定する。

○国からの交付金なし+建設費、維持管理費等の全額を処分料で賄う場合

(単位：百万円)

	想定額	内訳
収入合計	15,798	
(内訳) ① 料金収入	(a) 15,798	■ 処分料 45,138円/ト × 35万ト
支出合計	(b) 15,798	
(内訳) ② 計画・整備期間	8,394	■ 整備費 8,188 (建設費・設計費・用地費等)
		■ 管理費 206
(内訳) ③ 埋立期間(20年)	3,573	■ 維持管理費等 3,573
(内訳) ④ 管理期間(18年)	1,697	■ 維持管理費等 1,697
(内訳) ⑤ 支払利息	(c) 2,134	■ 利率2.7% 借入額8,394

- 市町村は処分料で全てを負担することを想定
- 市町村は、最終処分に係る総額について、処分量に応じて埋立期間中に支払うため、負担を平準化することができる。
- 建設時の負担はないが、地方債を活用できず交付税措置がないことに加え、事業団の借入れに伴う利息を負担する必要があるため、負担総額は増大する。

埋立期間中に、市町村が (a)15,798百万円の総額を処分料で負担。
 ※トン当りの処分料は、45,138円 ((a)15,798百万円 ÷ 35万ト)

施設整備費については、事業団が借入れを行うため、支払利息 (c)2,134百万円の負担が生じる。

○国からの交付金なし+建設費等を市町村からの委託費で賄う場合

(単位：百万円)

	想定額	内訳
収入合計	13,664	
(内訳) ① 委託費等	8,394	■ 市町村委託費 (A) 8,394
(内訳) ② 料金収入	(B) 5,270	■ 処分料 15,058円/ト × 35万ト
支出合計	13,664	
(内訳) ③ 計画・整備期間	(C) 8,394	■ 整備費 8,188 (建設費・設計費・用地費等)
		■ 管理費 206
(内訳) ④ 埋立期間(20年)	(D) 3,573	■ 維持管理費等 3,573
(内訳) ⑤ 管理期間(18年)	(E) 1,697	■ 維持管理費等 1,697
(内訳) ⑥ 支払利息		

(B) = (D) + (E)

- 市町村が、建設費等を一括して負担することを想定
- 地方債に対する交付税措置を活用することにより、最終処分に係る総負担額の軽減を図ることができる。
- 建設費等を一括して支払うため、処分料負担を抑えることができる。

建設時に、市町村が (A)8,394百万円の総額を委託費等で負担。

(A)8,394百万円の財源内訳

地方債	6,141
交付税措置	1,842
自己負担	ア 4,299
一般財源	イ 2,253

左記地方債に係る利払

地方債利払	1,422
交付税措置	427
自己負担	ウ 995

市町村実質負担(利払込)
 (エ)[ア+イ+ウ] 7,547百万円

埋立期間中に、市町村が (B)5,270百万円の総額を処分料で負担。

※トン当りの処分料は、15,058円/ト ((B)5,270百万円 ÷ 35万ト)

※委託費を含めた市町村の総負担分額

トン当たり 36,620円 ((エ)7,547 + (B)5,270) ÷ 35万ト

■ 地方債 = 整備費 × 充当率75%
 6,141 = 8,188 × 75%

利払： ■ 交付税措置 = 地方債利払 × 30%
 427 = 1,422 × 30%

■ 交付税措置 = 地方債 × 30%
 1,842 = 6,141 × 30%

○国からの交付金あり+建設費、維持管理費等の全額を処分料で賄う場合

(単位：百万円)

	想定額	内訳
収入合計	15,355	
(内訳) ① 補助等	1,544	■国交付金 (a) 1,544
② 料金収入	(b) 13,811	■処分料 $39,460\text{円/ト} \times 35\text{万ト}$
支出合計	(c) 15,355	
(内訳) ③ 計画・整備期間	8,394	■整備費 8,188 (建設費・設計費・用地費等) ■管理費 206
④ 埋立期間(20年)	3,573	■維持管理費等 3,573
⑤ 管理期間(18年)	1,697	■維持管理費等 1,697
⑥ 支払利息	(d) 1,691	■利率2.7% 借入額6,850

■ 国交付金のみを受入れ、市町村は処分料で全てを負担することを想定
 ○ 市町村は、最終処分に係る総額について、処分量に応じて埋立期間中に支払うため、負担を平準化することができる。
 ○ 建設時の負担はないが、地方債を活用できず交付税措置がないことに加え、事業団の借入れに伴う利息を負担する必要があるため、負担総額は増大する。

③施設整備～⑤管理期間までの全期間に要する経費 (c) 15,355百万円から、国交付金として見込む額 (a) 1,544百万円を除き、埋立期間中に、市町村が (b) 13,811百万円の総額を処分料で負担。
 ※トン当りの処分料は、 $39,460\text{円} ((b) 13,811\text{百万円} \div 35\text{万ト})$
 施設整備費のうち、国交付金を除く額については、事業団が借入れを行うため、支払利息 (d) 1,691百万円の負担が生じる。

○国からの交付金あり+建設費等を市町村からの委託費で賄う場合

(単位：百万円)

	想定額	内訳
収入合計	13,664	
(内訳) ① 補助・委託費等	8,394	■国交付金 (A) 1,544 ■市町村委託費等 (B) 6,850
② 料金収入	(C) 5,270	■処分料 $15,058\text{円/ト} \times 35\text{万ト}$
支出合計	13,664	
(内訳) ③ 計画・整備期間	(D) 8,394	■整備費 8,188 (建設費・設計費・用地費等) ■管理費 206
④ 埋立期間(20年)	(E) 3,573	■維持管理費等 3,573
⑤ 管理期間(18年)	(F) 1,697	■維持管理費等 1,697
⑥ 支払利息		

■ 市町村が、国交付金を除く建設費等を一括して負担することを想定
 ○ 地方債に対する交付税措置等、国の財政支援制度を最大限活用することにより、最終処分に係る総負担額の軽減を図ることができる。
 ○ 建設費等を一括して支払うため、処分料負担を抑えることができる。

建設費等 (D) 8,394百万円から、国交付金として見込む額 (A) 1,544百万円を除き、建設時に、市町村が (B) 6,850百万円の総額を委託費等で負担。
 (B) 6,850百万円の財源内訳

地方債	5,441	左記地方債に係る利払	
交付税措置	2,187	地方債利払	1,261
自己負担	ア 3,254	交付税措置	507
一般財源	イ 1,409	自己負担	ウ 754

市町村実質負担(利払込) (エ)[ア+イ+ウ] 5,417百万円
 ※国の支援制度は別紙5-3のとおり

埋立期間中に、市町村が (C) 5,270百万円の総額を処分料で負担。
 ※トン当りの処分料は、 $15,058\text{円/ト} ((C) 5,270\text{百万円} \div 35\text{万ト})$
 ※委託費を含めた市町村の総負担分額
 トン当たり $30,535\text{円} [(E) 5,417 + (C) 5,270] \div 35\text{万ト}$

■ 一般廃棄物の処分場として次期処分場を整備する場合の国の支援制度

- 施設規模を30万m³とするほか、別紙5-1の主な前提条件等により算定
- 市町村の一般廃棄物処理施設整備に対する国の支援制度「循環型社会形成推進交付金」(交付率1/3)を受けることができた場合を想定。
- 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センター(事業団)が上記交付金の交付対象となっていないことから、国に対し交付対象とするよう要望を行っている。

■ 整備費 8,394百万円として想定した財源フレーム

(A) 整備費 8,394百万円						
国交付金 1,544百万円	(B) 市町村委託費 6,850百万円					
交付金対象事業費 4,634百万円				対象外事業費 3,760百万円		
国交付金 1,544百万円	交付残 3,090百万円				一般財源	
※補助率 1/3	(C) 地方債 2,318百万円 (一般廃棄物処理事業債:75%)		(D) 地方債 464百万円 (財源対策債:15%)		(J) 地方債 2,659百万円 (一般廃棄物処理事業債:75%)	一般財源 (K) 1,101百万円
	(F) 交付税(50%) 1,159百万円	(G) 自己負担 1,159百万円	(H) 交付税(50%) 232百万円	(I) 自己負担 232百万円	(L) 交付税(30%) 796百万円	(M) 自己負担 1,863百万円
■ 処分場本体……………・搬入管理設備 ・しゃ水 ・集排水設備(地下水、雨水等) ・飛散防止設備 ・土地造成 ・門、囲障 ・搬入道路 等 ■ 浸出水処理施設…・水処理プラント ・調整槽 ・電気計装設備 等					■ 処分場本体……………・場外整備 等 ■ 浸出水処理施設…・処理棟 等 ■ その他……………・設計、用地、河川工事、管理 等	

20

地方債利払			
(1) 1,261百万円			
(2) 補助対象分 644百万円		(3) 補助対象外分 617百万円	
(4) 交付税(50%) 322百万円	(5) 自己負担 322百万円	(6) 交付税(30%) 185百万円	(7) 自己負担 432百万円

ケース1 事業主体:事業団 整備主体:事業団

整備方法	交付金・資金調達等	摘要
<ul style="list-style-type: none"> 27市町村から委託を受けて、事業団が自らの事業として整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 循環交付金 事業団が交付を受ける 交付金以外の建設資金 市町村が、事業団に委託料として支払う(財源:起債等) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業団が「廃棄物処理センター」の要件を満たすためには、少なくとも産業廃棄物の業務を行うことが必要 → 明野・環境整備センターを運営していることで、産業廃棄物に係る業務を行っていることに対して説明していく 「センター」が循環型社会形成推進交付金(循環交付金、交付率1/3)の交付を受けることを想定しているが、交付要綱において「センター」は交付対象事業者となっていないことから、要綱の改正が必要 → 交付要綱の改正について国に対して要望を行っている
<p>【事業スキーム】</p>		

ケース2 事業主体:一部事務組合 整備主体:事業団

整備方法	交付金・資金調達等	摘要
<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合の事業として実施するが、組合から委託を受けて、事業団が整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 循環交付金 一部事務組合が交付を受ける 交付金以外の建設資金 一部事務組合が、事業団に委託料として支払う(財源:起債等) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業団が「センター」の要件を満たすためには、少なくとも産業廃棄物の業務を行うことが必要 → 明野・環境整備センターを運営していることで、産業廃棄物に係る業務を行っていることに対して説明していく 市町村等が「センター」に事業を委託した場合に、当該市町村等が循環交付金の交付対象事業者となるかどうかについて、交付要綱において明確に規定されていない → 交付対象となるよう国に働きかけを行っている
<p>【事業スキーム】</p>		

ケース3 事業主体:一部事務組合 整備主体:一部事務組合

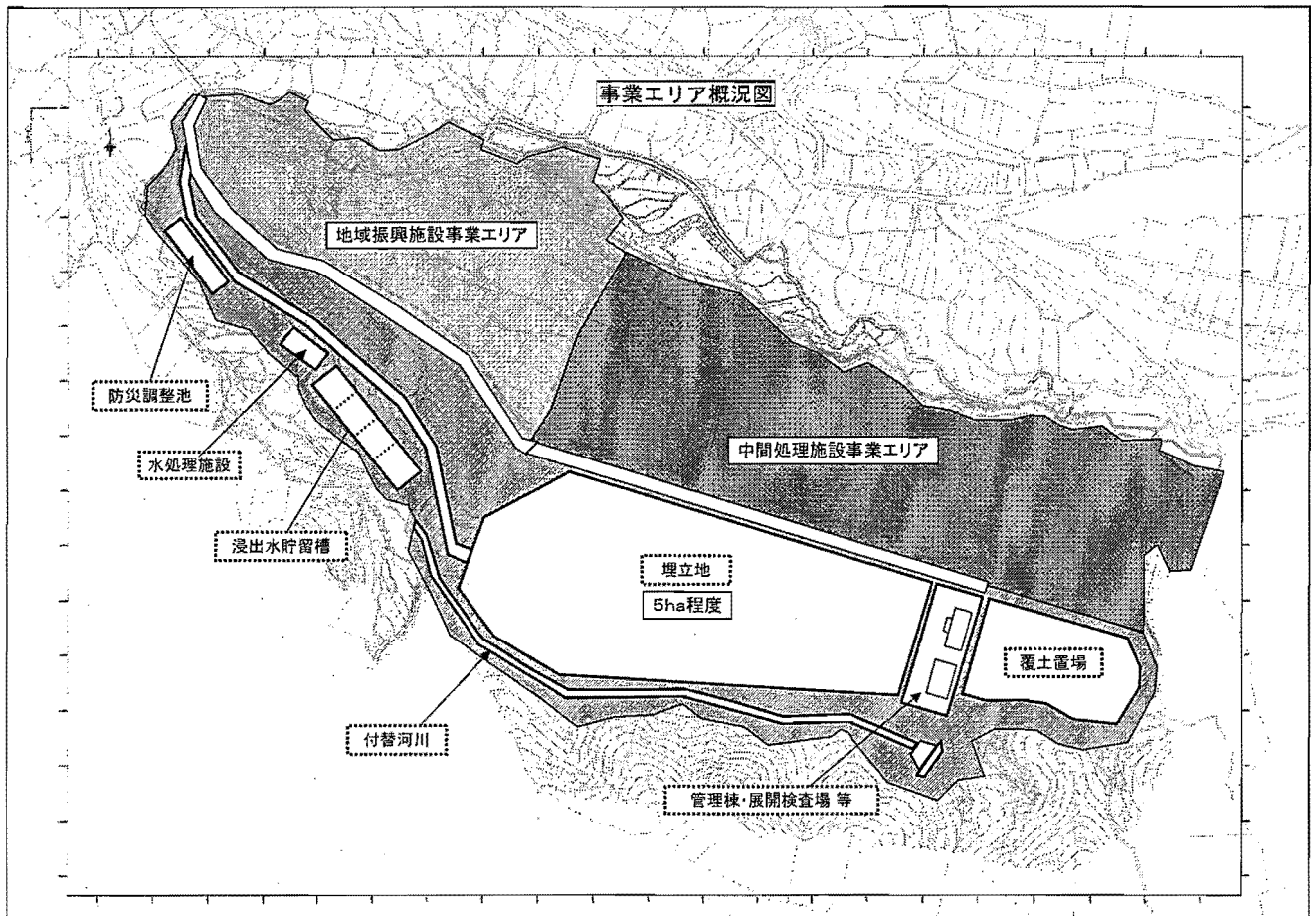
整備方法	交付金・資金調達等	摘要
<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合の事業として、事業団(県)の支援を活用しつつ、整備を行う 事業団(県)は、これまでに蓄積した知識・経験を活かし、以下の支援を行う <p><建設時> 設計・施工管理等の技術支援 ※技術支援協定の締結</p> <p><管理運営時> 一部事務組合の要請に応じて事業団を指定管理者に指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 循環交付金 一部事務組合が交付を受ける 交付金以外の建設資金 一部事務組合が賄う(財源:起債等) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業団は「センター」の要件を満たす必要はなく、一部事務組合は現行制度で循環交付金の交付が受けられる 一部事務組合は、設計・建設の発注業務や指定管理者制度に係る業務を行う必要があるが、事業団の支援を活用することにより、直接事業を行うのに比べて大幅な業務の軽減が図られる 事業団(市町村出捐:500万円(全体の1/6))の組織体制として、常勤役員、一般職員について、市町村から派遣を受ける必要がある 事業団職員の人件費等の負担方法について、一部事務組合と別途協議を行う必要がある
<p>【事業スキーム】</p>		

次期処分場の現行計画の概要

(基本計画・基本設計)

建設場所		笛吹市境川町上寺尾区内	
規	全体面積	約12ha	
	埋立面積	約5ha	
	埋立容量	約600,000m ³	
	埋立高	約20m	
	貯留構造物	盛土堰堤式	
	遮水工	底面部	2重遮水シート+水密アスコン もしくは 2重遮水シート+ベントナイト混合土 電気式漏水検知システム
		法面部	2重遮水シート+自己修復マット 電気式漏水検知システム
	浸出水処理施設	処理能力 : 170m ³ /日	
	管理設備	管理棟、計量設備、展開検査場、洗車設備、覆土材仮置場	
	防災設備	防災調整池 (容量: 3,400m ³)	
模	埋立廃棄物	○産業廃棄物 : 14品目 ①燃え殻 ②汚泥 ③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず ⑦動植物性残渣 ⑧ゴムくず ⑨金属くず ⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑪鋳さい ⑫がれき類 ⑬ばいじん ⑭その他コンクリート固化物	
		○一般廃棄物 : 3品目 ①焼却灰 ②飛灰 ③不燃物残渣	
	埋立期間	15年以上	
概算工事費	約87億円		

○施設配置



廃棄物処理センターについて（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物処理センターの指定

山梨県環境整備事業団は、法第十五条の五第一項の規定により、廃棄物処理センターの指定を受けており、その「業務」「経理」について、次のとおり規定されている。

（平成14年11月：センター指定）

（業務）

第十五条の六 センターは、環境省令で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

- 一 市町村の委託を受けて、特別管理一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。
- 二 市町村の委託を受けて、第六条の三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。
- 三 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前二号に掲げる業務を除く。）。
- 四 特別管理産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。
- 五 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十五条の九 センターは、次に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条の六第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第十五条の六第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 三 第十五条の六第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

廃棄物処理法の解説（（財）日本環境衛生センター）より

一般廃棄物に係る業務（一号から三号業務）と産業廃棄物に係る業務（四号及び五号業務）では、

- ① 一般廃棄物は市町村が処理することが原則であるのに対し、産業廃棄物の処理は排出事業者が処理することが原則である。従って、両業務はその性質を異にするものであり、また、その結果、その業務に係る費用負担についても両業務は、大きく異なること。
- ② 一般廃棄物に関する業務は、市町村の委託を受けて行うものであり、市町村から委託費が交付されるなど所要の制度の対象となっていること。

等の理由によりその経理を区分し、明確化することが必要である。

